

シンガポール日本人学校中学部PTA学級委員選出に関する内規

1、学級委員の位置付け

- 1)〔対象〕 学級委員は日本人中学部PTAの全会員を対象とする。
- 2)〔位置付け〕 選出された学級委員は役員会を構成する役員となる。
- 3)〔担当〕 学級委員は役員会におかれた各部会(学年部、庶務部、文化部、広報部)・選挙管理委員のいずれかを担当する。なお、1・2学年の学年部役員は選挙管理委員を兼任する。また、庶務部、文化部、広報部、選挙管理委員を総称して専門部と呼ぶ。

2、学級委員の任期

学級委員の任期は選出された年度の1年間とする。ただし、次年度の総会開催時まで運営に協力する。

3、学級委員の選出

- 1)〔人数〕1～3学年は、各クラス学級委員2名を選出。ただし、選挙管理委員長の在籍するクラスからは1名を選出する。

2)〔選出の流れ〕

- ① 学級委員の選出をスムーズに公平に行うため、事前に立候補を募る。
- ② 事前に過去の役員経験の有無を調査する。
- ③ 各クラス、立候補者全員により話し合う。決まらない場合、立候補者全員を対象に抽選を行う。
- ④ 立候補者が満たない場合は、クラスで話し合う。決まらない場合、各クラスの全員を対象に抽選を行う。
但し、今年度、小・中学部役員(学級委員を含む)、バス委員、日本人会婦人部役員として決まっている方、また、過去に小・中学部役員、バス委員、日本人会婦人部役員を経験された方、日本人学校教職員関係者、会計監査人は抽選の対象外とする。(学級委員免除という意味ではない)
- ⑤ ④で抽選対象者がいない場合は、各クラスで話し合い委員を選出すること。

3)〔所属、役職の決定〕

学級委員選出後、四役立ち会いのもと各専門部役員の所属、各部内の役職を決定する。

部員数は、その年度のクラス数や各専門部の活動状況に応じて四役が決定する。

* 学年部

- 3年生(5～6名): 学年部長、副部長、会計 - 各1名
- 2年生(5～6名): 学年部長、副部長、会計 - 各1名
- 1年生(5～6名): 学年部長、副部長、会計 - 各1名

* 専門部

- 庶務部(5～6名): 部長、副部長、会計 - 各1名
- 文化部(4～5名): 部長、副部長、会計 - 各1名
- 広報部(4～5名): 部長、副部長、会計 - 各1名
- 選挙管理委員(3～4名): 委員長(決定済み)、副委員長、会計
- 副委員長は2学年・1学年各1名、会計は1学年1名

4. 学級委員の次点者および准次点者の選出

- ① 学級委員辞退による欠員の補充を目的に、各クラス2名の次点者および准次点者4名を年度始めに選出する。
- ② 学級委員次点者は、交代する前委員所属の部に所属する。
- ③ 学級委員次点者および准次点者は、一切拘束されない。今年度および次年度の全ての小・中学部PTA役員、バス委員、日本人会婦人部役員を引き受けることができ、立候補もできる。役員・委員として決定した時点で、学級委員の次点を辞退する。
- ④ 次年度の四役次点者に決定し、次点10位以内の場合は、その時点で学級委員の次点を辞退する。

5. 学級委員の交代

1)〔委員の交代〕

- ① 任期途中で学級委員を辞退する場合は、なるべく早めに所属する部の部長および所属するクラスの学級委員に連絡をする。
- ② 学級委員は、1位の次点者には学級委員へ繰り上がることで所属先を、2位の次点者には次点順位が繰り上がることを連絡する。更に、次点者補充のため准次点者を繰り上げ、四役に報告する。補充する次点者がなくなった場合は、四役、選挙管理委員長と話し合い、新たな次点者を選出する。

2)〔部長・委員長の交代〕

- ① 部長・委員長が辞任した場合、副部長・副委員長が部長・委員長に繰り上がり、副部長・副委員長には辞任した部長・委員長のクラスの次点者が入る。
- ② 副部長・副委員長が辞任した場合、副部長・副委員長のクラスの次点者が入る。

3)〔学級委員次点者、准次点者の交代〕

- ① 学級委員次点者および准次点者が辞退する場合は所属するクラスの学年部役員に連絡する。
- ② 学級委員は、次点者および准次点者が辞任した場合、准次点者より順次繰り上げ、四役まで報告する。補充する准次点者がなくなった場合は、四役に報告する。

- 4)〔任期〕任期途中での辞退者・後任者共に学級委員経験者とみなす。後任学級委員の補充必要なしと判断された場合には、次点者が繰り上がることはない。この判断は四役並びに関係者(辞退者の所属する部長・委員長および同じクラスの学級委員)により討議・判断される。

6. その他

- 1) 中学部四役次点者が委員長・部長に就かざるを得なかった場合、中学部の四役次点者順位を最後尾に繰り下げて対応する。
- 2) 学級委員選出に関する全てに於いて問題が生じた場合、現四役、選挙管理委員長に一任する。
- 3) 小学部でPTA委員、中学部で学級委員に就いていても、中学部の四役次点者の責務を免れることはできない。
- 4) 小学部選挙に関することは、各小学部の選挙管理委員会へ問い合わせをしてください。
- 5) 学級委員選出に関する内規の改定は、PTA役員定例会の承認を得るものとする。

以上